平成２９年（フ）第２９０８号
東京都八王子市弐分方町319―５
破産者　菊池　政宏
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３０８７号
東京都中野区中野５丁目43番10号　リバティヒルズ中野401号
破産者　株式会社ＡＬＩＫＥソリューションズ
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９６２号
埼玉県八潮市大字八條1567　八潮団地７号棟402号室
破産者　佐伯　　昇
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１００号
東京都江戸川区南小岩４丁目６－３－101
破産者　竹沢　一也
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５１７８号
東京都江東区東砂３丁目12―10―101
破産者　篠原小夜子
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５２１０号
東京都練馬区豊玉北２丁目19―15―107
破産者　渋川　道浩
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９５８号
東京都江戸川区南葛西４丁目16番７－206号
破産者　株式会社ドリームメカニズム
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９５９号
神奈川県藤沢市本鵠沼５丁目９－23　コートシティ鵠沼１　202
破産者　平林　憲林
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６５６４号
神奈川県相模原市南区栄町３－６－104、住民票上の住所東京都町田市真光寺２丁目14―13　中野方
破産者　小野　　正
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６３９号
東京都世田谷区祖師谷２－９－17、住民票上の住所神奈川県三浦郡葉山町長柄1303―82
破産者　大山　　彩
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６９２号
埼玉県三郷市戸ケ崎3162―３－102
破産者　齊藤　福司
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６９３号
埼玉県三郷市戸ケ崎3162―３－102
破産者　齊藤　保乃
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８９５号
東京都大田区東糀谷４丁目２番23号、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区大森西６丁目15番４－216号
破産者　有限会社二瀬紙工所
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６８９６号
東京都大田区大森西６丁目15―４－216
破産者　鶴田　高喜
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９４７号
東京都港区芝浦４丁目19―１－2719
破産者　保木　忠克
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９５５号
東京都大田区石川町１丁目４番１号、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区大岡山１丁目35番14号
破産者　株式会社ヒューナバリー
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９５６号
東京都大田区石川町１丁目４－１
破産者　細田　修弘
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６９５８号
東京都中央区勝どき５丁目９－３－1314
破産者　山崎　秀文
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０１６号
東京都世田谷区太子堂１丁目４番33号
破産者　株式会社城南ライフ
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７０９２号
東京都中野区新井５丁目21－８－202
破産者　Ａ・Ｅプロダクションこと　宇佐美　博
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７２６７号
東京都練馬区南田中４丁目４－20―206
破産者　入内島貴美子
1　決定年月日　平成29年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部